特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南箕輪村は、母子保健に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県南箕輪村長

公表日

令和6年4月19日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法等関連法令に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に関する施策を行う事務であり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑦徴体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ・変育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給または徴収に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施 ・窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により申請、届出等を受領する。また、郵送等での通知、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。
③システムの名称	健康かるて、住民記録システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル	名
母子保健ファイル、宛名基本フ	アイル、宛名履歴ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26・56の2・69の2・87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2・70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 19条・30条・38条の3・44条 (情報照会の根拠) 38条の3・39条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 南箕輪村役場 地域づくり推進課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 南箕輪村役場 こども課 長野県上伊那郡南箕輪村4817番地1 電話0265-72-2104(代表)</mark>

Ⅱ しきい値判断項目

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
1. 対象人						
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人я	卡満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	1万人未満 万人未満
	いつ時点の計数か	令和	14年12月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	4年12月1日 時点			
3. 重大事	· 牧					
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価語		重点項目	評価書又は全項	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書及 頁目評価書において、リス	び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシス ・	テムを通	じた入手を除	: ⟨ 。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの	の委託			[(つ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステ	ムを通じた提供	供を除く。) [(D]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[〕内部監査	[]外部	監査
9. 従業者に対する教育・	终 発					
従業者に対する教育・啓発	[.	十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていなし	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月3日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和2年12月3日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和3年12月15日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26・56の2・69の2・87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2・70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報提供の根拠) 19条・30条・38条の3・44条 (情報照会の根拠) 38条の3・39条	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26・56の2・69の2・87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2・70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報提供の根拠) 19条・30条・38条の3・44条 (情報照会の根拠) 38条の3・39条	事後	
令和3年12月15日	I 7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	南箕輪村役場 総務課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)	南箕輪村役場 地域づくり推進課 長野県上伊 那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104 (代表)	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和5年1月16日	I 1. ②事務の概要	(追加)	・窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能及 びマイナポータルのお知らせ機能での通知によ り申請、届出等を受領する。	事前	ぴったりサービスの利用に伴 うもの
令和5年1月16日	I 1. ③システムの名称	健康かるて、住民記録システム、宛名管理システム、中間サーバー	健康かるて、住民記録システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請 機能	事前	ぴったりサービスの利用に伴 うもの
令和5年1月16日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年1月16日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年1月26日	I 1. ②事務の概要	・窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能及 びマイナポータルのお知らせ機能での通知によ り申請、届出等を受領する。	・窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により申請、届出等を受領する。また、郵送等での通知、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事前	記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月19日	I 5. ①部署	健康福祉課	こども課	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和6年4月19日			こども課課長	争仮	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和6年4月19日	I 8 問い合わせ	健康福祉課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番 地1	こども課 長野県上伊那郡南箕輪村4817番地1	車後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない